

令和3年度研究助成金受給申請書

[大学院生・博士後期課程用]

令和3年 月 日提出

公益財団法人石井記念証券研究振興財団
理事長 菊池 廣之 殿

申 請 者

ふりがな
氏 名
性 別
(男・女)
生年月日 年 月 日 (歳)

大学大学院
[専攻]
研究科
課程 年

〒 - 現住所	電話
	携帯
〒 - 帰省先住所	E-mail
	帰省先電話

履 歴

年 月	高等学校卒業
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

貴財団の研究助成金を受給するため応募申請します。

*研究テーマ
研究調査の所要期間
年 カ月 (令和 年 月 ~ 令和 年 月)

設立趣意書

近年、わが国の経済発展は目覚ましいものがあり、国際的地位も一段と高まってきており、わが国が世界経済の発展に果たすべき役割も一層重要性を増してきております。このような中において、資本・証券市場発展にも目覚ましいものがあり、国民経済及び世界経済の中において果たす役割と機能は年々その重要性を増してきております。いまや資本・証券市場の現状と動向を常時的確に把握しておくことが、大きな時代的要請として内外から認識されております。

しかしながら、証券界の目覚ましい発展にもかかわらず、証券市場に横たわる問題についての研究は必ずしも十分とはいえず、その研究の必要性が高まっております。このような観点に立って、資本・証券市場をめぐる諸問題につき、ひろく国民経済的視野から理論的・実証的な研究調査を行うことが必要と考えられます。

この度設立を計画しました石井記念証券研究振興財団は、こうした研究調査を行う者に財政的支援を行うほか、顕著な研究調査の実績を挙げた者に対して表彰を行うなどの諸活動を通じ、この時代の要請に応えようとするものであります。

平成元年は、戦後、東京証券取引所が昭和24年に再開されてから、満40年にあたる意義深い年であります。この財団設立にあたって私財を提供しようとする立花証券株式会社社長 石井久は、昭和23年以降、40年余の永きにわたって証券市場の発展に関わり、証券界に人生の過半を投じてきた1人として、感謝の微意を表わそうとしたものであり、証券市場の発展にいささかなりとも貢献出来ればと念願している次第であります。

このため長期的に安定した財政的基盤を築くため財団法人として設立いたしたいと存じております。

平成元年 11月 15日

設立発起人	石 井 久
	守 屋 九二夫
	土 屋 陽三郎
	金 子 太 郎
	福 園 一 成

令和3年度研究助成の募集について

公益財団法人石井記念証券研究振興財団

募集（Ⅰ） 研究者への助成

1. 大学及び研究機関において、金融・証券に関する研究調査（法学系も含む）を行う55歳未満の研究者またはそのグループ
2. 過去に本研究助成を受給した研究者も、再度の助成申請ができる。但し、募集要項及び誓約書を遵守し、研究結果の公表がなされた研究者に限る。

助成金額 1件につき70万円以内
但し、特に必要と認められる場合は、130万円
の範囲内で助成を行う。

募集（Ⅱ） 大学院生（博士後期課程）への助成

1. 金融・証券に関する研究調査（法学系も含む）を行う博士後期課程の大学院生

助成金額 1件につき30万円以内

令和3年度研究助成募集要項【研究者】

1. 研究助成の趣旨

この助成金は金融・証券に関する有益な研究調査(法学系も含む)を行う者に対して、財政的支援を行うことにより、その理論的実証的研究活動の振興をはかり、もってわが国金融・証券市場の一層の発展に寄与することを目的として給付する。

2. 助成対象者

助成の対象は大学及び研究機関において金融・証券に関する研究調査を行う研究者またはそのグループとする。但し、令和3年9月30日現在の年齢(グループの場合は、代表者の年齢)が、55歳未満であることを条件とする。なお、会社法や金融商品取引法等の資本市場における法律・法制度の研究も助成対象とする。

3. 対象の研究テーマ

助成対象の研究テーマは上記の趣旨に適い、令和5年3月31日までに研究が完成するものとする。

4. 助成金給付の金額及び件数

研究調査1件につき70万円以内。但し、特に必要と認められる場合は、130万円の範囲内で助成を行う。助成件数は約10件とする。

5. 申請の手続き

本財団所定の申請書に推薦者の推薦書を添えて提出する。

(1) 提出期限

令和3年6月25日(金)

(2) 申請書提出(問い合わせ)先

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-13-14

公益財団法人石井記念証券研究振興財団 事務局 TEL 03-3667-5898

6. 助成金受給者の選考方法

(1) 助成金受給者の選考は、研究助成等選考委員会が行う。申請書の審査にあたり、委員会において研究実施計画の説明を求めることがある。

(2) 選考委員会の審査の結果、書面により助成金給付の可否及び給付金額を財団理事長から申請者・推薦者に通知する。

研究助成等選考委員会委員

委員長	若杉 敬明	東京大学名誉教授
副委員長	石井 登	立花証券株式会社取締役社長
委員	岩原 紳作	早稲田大学教授
委員	柴垣 和夫	東京大学名誉教授
委員	土屋 卓洋	立花証券株式会社元取締役副社長

7. 助成金受給者の義務

研究助成金を受給した研究者またはグループの代表者は、受給年度末（令和4年3月31日）までに研究活動の経過を、翌年度末（令和5年3月31日）までに研究結果並びに支出の概要を、本財団所定の書式により報告しなければならない。

また研究調査完成後1年以内に研究結果を著書として刊行するか、または学術誌に公表しなければならない。

研究調査の成果の発表に際しては、公益財団法人石井記念証券研究振興財団の助成金を受けた旨を、明記しなければならない。

上記の義務を履行しない場合は、研究助成金は返還しなければならない。

令和3年度研究助成募集要項【博士後期課程大学院生】

1. 研究助成の趣旨

【研究者対象の令和3年度研究助成募集要項】の趣旨に準ずる。

2. 助成対象者

博士後期課程の大学院生とする。

3. 対象とする研究調査

金融・証券に関する研究調査(法学系も含む)

4. 助成金給付の金額及び件数

給付金額は1件につき30万円以内、助成件数は数件とする。

5. 申請の手続き、選考方法

研究者対象の研究助成に準ずる。

6. 助成金受給者の義務

研究助成金を受給した大学院生は、受給年度末（令和4年3月31日）までに研究活動の経過を、翌年度末（令和5年3月31日）までに研究結果並びに支出の概要を、本財団所定の書式により報告しなければならない。

上記の義務を履行しない場合は、研究助成金は返還しなければならない。

以上

役員・評議員・参与・選考委員名簿
(令和3年5月1日現在) (五十音順・敬称略)

- I. 理事 (5名)
 1 理事長 菊池 廣之 極東証券株式会社取締役会長
 2 常務理事 石井 登要 立花証券株式会社取締役社長
 3 理事 成田 正路 元財団法人日本証券経済研究所理事長
 4 若杉 敬明 NHK元解説委員長
 5 東京大学名誉教授
- II. 監事 (1名) 英保 公認会計士
- III. 評議員 (6名)
 1 評議員 小林 一彦 水戸証券株式会社相談役
 2 評議員 柴垣 和夫 東京大学名誉教授
 3 高橋 厚男 公益財団法人日本証券経済研究所元理事長
 4 土屋 卓洋 立花証券株式会社取締役副社長
 5 鶴田 幸男 元立花投資顧問株式会社取締役社長
 6 原 良也 株式会社大和証券グループ本社名誉顧問
- IV. 参与 (1名)
 1 渡辺 常正 立花証券株式会社監査役

- V. 選考委員
- ① 研究助成等選考委員会 (5名)
 1 委員長 若杉 敬明 東京大学名誉教授
 2 副委員長 石井 登要 立花証券株式会社取締役社長
 3 委員 成田 正路 早稲田大学名誉教授
 4 若杉 敬明 東京大学名誉教授
 5 土屋 卓洋 立花証券株式会社元取締役副社長
- ② 奨励金受給者選考委員会 (6名)
 1 委員長 飯田 裕康 慶応義塾大学名誉教授
 2 副委員長 石井 和夫 立花証券株式会社取締役社長
 3 委員 柴垣 和夫 東京大学名誉教授
 4 関 要 元財団法人日本証券経済研究所理事長
 5 土屋 卓洋 立花証券株式会社元取締役副社長
 6 森本 滋 弁護士・京都大学名誉教授

令和3年5月7日

大学院生の皆様へ

受給申請に関する事務局からのお願い

※ 受給申請書に記入する研究期間は、申請年度(令和3年度)とその翌年度(4年度)の両年度にわたる期間を設定していただくようお願いいたします。

助成金受給者はその義務の履行として、受給年度末(令和4年3月31日)までに研究経過報告書を、翌年度末(5年3月31日)までに研究結果報告書を提出していただくことになっております。ご注意ください。

以上